

【国の基準による訪問型サービス】 訪問型独自サービス（独自） サービスコード表（令和３年１０月１日から適用）

武蔵野市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援１・２ (週１回程度)		1,176	１月 につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援１・２ (週２回程度)		2,349	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援２ (週２回を超える程度)		3,727	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上にサービスを行う場合			所定単位数の 10%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算			200 単位加算	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(１) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(２) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(１) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(２) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(３) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(４) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(３) で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(５) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(３) で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(１) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(２) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	訪問型サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援１・２ (週１回程度)		39	１日 につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	訪問型サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援１・２ (週２回程度)		77	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	訪問型サービス費 (独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援２ (週２回を超える程度)		123	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	

※ 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ及びⅤ（サービスコード 6273 及び 6275）については令和４年３月 31 日まで間に限る。